平成２３年（フ）第２８８５号
札幌市白石区本郷通12丁目北２番22号　阿部マンション201号
債務者　會田　正春
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８８６号
札幌市白石区本郷通12丁目北２番22号　阿部マンション201号
債務者　會田　優子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８９０号
札幌市北区北29条西12丁目５番11号　202号
債務者　立林　啓子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８９３号
北海道千歳市富丘４丁目10番27―117号
債務者　太田　　香
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９２２号
札幌市豊平区平岸２条５丁目１番12―602号
債務者　田河以美子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９３８号
札幌市中央区南19条西10丁目１番28号　第５ハイツ幸梅２号
債務者　佐々木京子（旧姓三上）
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９４９号
札幌市手稲区星置１条６丁目７番５号
債務者　岡村かおる
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９６１号
北海道北広島市美咲き野１丁目11番地６
債務者　佐々木美紀
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８０号
山形県酒田市山居町２丁目４番48号
債務者　小松美枝子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第３３５号
群馬県前橋市下小出町１丁目32番地11
債務者　町田　美佳（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５３号
群馬県伊勢崎市今泉町１丁目26番地13　メゾンモテギ１
債務者　須田　智則
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８８号
群馬県前橋市堀越町770番地３
債務者　中岡　　慎
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４００号
群馬県前橋市上小出町３丁目５番地５
債務者　大塚　典子（旧姓船津）
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３２号
群馬県前橋市駒形町246番地２
債務者　根岸　　徹
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３８号
群馬県渋川市伊香保町伊香保73―３、住民票上の住所群馬県渋川市伊香保町伊香保59番地
債務者　佐藤　至昭
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３９号
群馬県前橋市岩神町３丁目２番１―Ｄ―403号
債務者　新保　町子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４２号
群馬県伊勢崎市平井町1521番地３
債務者　関根　明夫
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４８号
群馬県前橋市上細井町168番地４　久家貸住宅Ｂ棟
債務者　入澤　貴将
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　前橋地方裁判所民事部破産係